

外国特許トピックス

2014年11月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

韓国特許情報 - 特許法改正

韓国では本年6月、改正特許法案が公布され、2015年1月1日より施行が開始されます(一部について施行済)。本改正法は2014年4月29日に韓国国会を通過、成立し、2014年6月11日付で改正特許法として公布されたものです。今回の法改正は各国特許制度の統一化を目標とする特許法条約(Patent Law Treaty - PLT)を見据えながら制度の国際的調和を目指したもので、各種手続要件の緩和や外国語特許出願制度の導入等ユーザーフレンドリーな制度構築が図られています。

以下、今回の改正で実務面にも影響を及ぼすと思われる主要な改正点をご案内致します。

(1) 出願時の必要書式要件の緩和

今回の改正により出願時の必要書式要件が緩和され2015年1月1日以降は「発明を説明する書類」を提出すればクレーム(請求の範囲)の提出がなくても有効な出願日の確保ができることとなります。発明を説明する書類の様式には特に定めはなく、論文等の文書でも出願日が確保できます。ただし、出願時にクレームの提出がない場合は優先日(優先権主張がある場合は最先の基礎出願日、ない場合は当該出願の出願日・以下同)から14ヶ月以内にクレームを提出する必要があります。クレームが期限内に提出されない場合は当該出願は取り下げたものとみなされます。

(2) 出願言語要件の緩和(外国語特許出願制度の導入)

現行では特許出願は韓国語の明細書を用いなければならないとされていますが、今回の改正によりこの言語要件が緩和され、2015年1月1日以降は所定の外国語の明細書でも出願が可能となります。所定の外国語は施行令で定められることになっていますが、公布時点では英語のみが認められた外国語となっています。特許出願が外国語(現時点では英語のみ・以下同)でされた場合は、優先日から14ヶ月以内に韓国語の翻訳文を提出する必要があります。翻訳文が期限内に追完されない場合は当該出願は取り下げたものとみなされます。

(3) 外国語PCT出願の韓国国内段階移行時の翻訳文提出期間の延長制度の導入

現行では優先日から31ヶ月以内にいわゆる国内書面と所定の韓国語翻訳文を提出しなければなりません。改正により出願人の請求に基づいて韓国語翻訳文の提出期間を1ヶ月延長することが可能となります。ただし、延長できるのは翻訳文の提出期間であって、国内書面の提出期限(国内段階移行期限)に変更はなく、国内書面は現行通り優先日から31ヶ月以内に提出しなければなりません。また、本制度の適用対象は国際出願日が2015年1月1日以降のPCT出願の韓国国内段階移行出願となりますのでこの点は要注意です。

(4) 外国語特許出願制度の導入に伴う補正要件の緩和(翻訳文基準主義から原文基準主義への変更)

現行では出願後の明細書等の補正可能範囲について通常出願では願書に最初に添付された明細書等の範囲内、外国語PCT出願の国内段階移行出願では提出された韓国語翻訳文の範囲内で補正が可能とされていますが、今回の改正で外国語特許出願制度が導入されることに伴いこの補正要件が緩和されます。すなわち、外国語で特許出願された場合は願書に添付した外国語明細書の範囲内で、外国語PCT出願の国内段階移行出願の場合は国際出願時の明細書等の範囲内で補正ができるようになります。なお、適用対象となる出願は2015年1月1日以降出願された外国語特許出願及び国際出願日が2015年1月1日以降のPCT出願の韓国国内段階移行出願となります。

(5) 消滅特許権の回復要件の緩和

現行では特許料不納により消滅した特許権の回復にあたり、3倍額の特許料の追納とともに特許発明が実施中であったことを証明する書類を提出しなければなりません。今回の改正により特許発明の実施証明要件が廃止されるとともに追納特許料の金額も2倍額へと引き下げられました。なお、消滅特許権の回復関連条項については2014年6月11日より施行されております。

以上